

会議名 財務常任委員会

日時 令和5年12月21日(木) 午後2時10分～午後2時53分

場所 第2・第3委員会室

出席議員(14名) 委員長 水野忠三 副委員長 榊谷規子 委員 梅村 均
委員 片岡健一郎 委員 鬼頭博和 委員 谷平敬子
委員 堀江珠恵 委員 大野慎治 委員 日比野 走
委員 須藤智子 委員 井上真砂美 委員 伊藤隆信
委員 塚崎海緒 委員 木村冬樹

欠席議員 なし

説明員 総務部長 中村定秋、健康福祉部長 長谷川忍、建設部長 片岡和浩、消防長 岡本康弘、教育こども未来部長 近藤玲子、総務部専門監 齋藤元英
行政課長 佐野剛、福祉課長 石川文子、同主幹 小南友彦、長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長 中野高歳、同主幹 浅田正弘、同主幹 浅野弘靖、健康課長 原咲子、同統括主査 井上佳奈、商工農政課長兼消費生活センター長 竹井鉄次、同統括主査 夫馬拓也、上下水道課長 神山秀行、同主幹 大橋透、同統括主査 大徳康司、子育て支援課長兼地域交流センター長 西井上剛、同主幹 佐久間喜代彦

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 丹羽亮二

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第97号	令和5年度岩倉市一般会計補正予算(第10号)	全員賛成 原案可決
議案第98号	令和5年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	全員賛成 原案可決
議案第99号	令和5年度岩倉市介護保険特別会計補正予算(第3号)	全員賛成 原案可決
議案第100号	令和5年度岩倉市上水道事業会計補正予算(第3号)	全員賛成 原案可決
議案第101号	令和5年度岩倉市公共下水道事業会計補正予算(第2号)	全員賛成 原案可決

財務常任委員会（令和5年12月21日）

◎委員長（水野忠三君） それでは定刻になりましたので、ただいまから財務常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は議案5件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に当局から御挨拶をお願いいたします。

◎総務部長（中村定秋君） 今回も追加で補正予算をお願いすることになりました。少し常態化してしまっているなという感じもしますけれども、一部別の事由によるものもありますけれども、今回の補正の多くは国の経済対策に伴うものということで11月2日に閣議決定がされて、そのときから既に年内の予算化をとということが要請されておりましたけれども、なかなか具体的な金額が示されませんで、具体的な検討がしにくかったんですけれども、11月29日に補正予算が成立したときに岩倉市の限度額が示されています。そこから本格的な検討に入ったという状態でございます。

国からは繰越しが可能というお話もありますけれども、ただやはり現下の物価高騰対策ということですので、私どもとしては、できるだけ今年度中にやりたいなということで検討を進めてまいりまして、中には準備の都合で時間がかかるものもありますけれども、できるだけ早くというところでこういう事業について選定をしてまいりました。また年内の予算化という、国の要請もありますけれども、やはりいち早く届けたいという思いでございます。

グループ長以上が出席しておりますので、丁寧な答弁に努めてまいります。よろしく申し上げます。

◎委員長（水野忠三君） ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

議案第97号「令和5年度岩倉市一般会計補正予算（第10号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、歳出から行います。

初めに、款1議会費及び款2総務費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） ふれ愛タクシー事業のふれ愛タクシーチケット配付事業についてお聞かせください。

利用期間が令和6年1月4日となっておりますが、もうこの議決をもって直ちに配付に向けて手続を取られるのでしょうか、お聞かせください。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

こちらの配付させていただくチケットにつきましては、お認め次第、今年中に発送できるように進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 先ほどの総務部長の挨拶にありましたように、非常に短い期間でできるだけ早くという思いで事業を検討していただいたということについては本当に感謝しております。

それで、やっぱり今回私も聞きたいのはふれ愛タクシーチケットの配付事業で、今タクシーの不足状況が非常にクローズアップされていて、ライドシェアなんかの話も国のほうでは進められているようでありますけど、このふれ愛タクシーのチケットを配ることにはもちろん賛成なんですけど、タクシーの利用の状況というのがやっぱりまたさらに厳しくなるんじゃないかなという思いもありますけど、その辺は市はどのように見ていらっしゃるのでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

今御質問にありましたとおり、タクシーの運転手さんの不足、オペレーターの不足といったようなタクシーが予約しづらいという状況があることは認識しております。今回、この事業を進めるに当たりまして、タクシー事業者にも今の状況を少し確認させていただいたところではございますけれども、やはり特に月曜日、金曜日の午前中というのが予約がかなり取りづらいという状況があると。状況によっては予約をお断りする場合もあるというような状況を伺っております。

現在、ふれ愛タクシーは1日当たり約50件ほど利用をいただいております。今、タクシー事業者を確認した状況以外、それ以外の曜日、時間帯におきましては、まだ少し余裕があるようなお話もありますので、タクシーを上手に使っていただくとか、そういった形で御利用いただければというふうに考えております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款1 議会費及び款2 総務費についての質疑を終結します。

続いて、款3 民生費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 私からは、この歳出の中の給付金を給付する業務の人材派遣委託についてお聞かせいただきたいと思います。

1月中旬から2月末ぐらいまでの期間、人材派遣という形で体制を整えるということで、急なことでありますのでやむを得ないというふうには思っているところですが、やはりできるだけ直接雇用するといいますか、直接任用する会計年度任用職員等で補えなかったのかなというふうには思いがありますが、このような人材派遣になったというところの状況を少し教えていただきたいと思います。

◎福祉課長（石川文子君） 事業をどのように実施していくかということを考えてときに、受付等の対応について、まずは会計年度任用職員をとということで検討はいたしました。現在市で雇用している会計年度任用職員では調整ができないということ。また、新規で雇用するには募集期間も大変短く、雇用に係る手続等にも時間を要してしまうということになるため、労働者派遣の導入により急な給付金の給付業務に従事する人員の確保を行い、円滑に業務を実施していくということで、このような形で決めました。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。やむを得ないということです。

これは要望ですけど、やはり非常にセンシブルなというか個人情報に係るところも業務の中に入ってくるわけで、そういったところには十分注意していただいて、対応していただきますようお願いいたします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款3 民生費についての質疑を終結します。暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

続いて、款4 衛生費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 休日急病診療所の体制のことについてお聞かせいただきたいと思います。

今さらこんなことを聞くのも本当にお恥ずかしいんですが、通常の看護師の体制というのがどういう業務について2人体制だったのか、今回3人にするというところでどういうことを補っていけるのか、こういったところを少し教えてください。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（原 咲子君） 看護師2人体制、今現在行っておりまして、業務の内容としましては、診察の補助、そして今は車で待っていただいている方が多いものですから、そういったところの医師の診察の補助に出向いたりだとか、それからその後の診療後の説明、結果説明は先生のほうがするんですけれども、お薬の処方だとかそういった説明をしていただいております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

通常は、2人だったら例えば車の待機なんかなくて診療の補助で十分なんですけど、インフルエンザみたいに感染症ですからそういう業務が増えるという中身で理解させていただいてよろしいでしょうか。

◎委員長（水野忠三君） 健康課長、もう一回答えていただけますか。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（原 咲子君） そのとおりよろしく願いいたします。すみません。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。
よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款4衛生費についての質疑を終結します。
暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

続いて、款5農林水産業費及び款6商工費についての質疑を許します。
質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） すみません、キャッシュレス決済ポイント還元事業についてちょっとお聞かせください。

対象期間が令和6年3月1日から28日予定となっているのはどうしてなのでしょう。

◎商工農政課長兼消費生活センター長（竹井鉄次君） 現在のところ予定とさせていただいておりますのは、まだまだ精査する部分が予算的に必要な部分がありますので、そういったところも踏まえて一応、今現在の試算とか情報とか、そういったものを踏まえますと28日とさせていただくのがいいかなというところで、まだ決定ではないため予定とさせていただいているというところがございます。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

◎委員（木村冬樹君） このキャッシュレス決済に関するポイント還元事業というのは、これまでも行われてきているところであります。

それで、なかなかこの成果をどうやって捉えるかというところが課題になっているというふうに思います。ですが、やっぱり臨時交付金を使って、住民のためにやる事業でありますので、例えばどういう利用者がどのくらいあって、どういう効果があったのかということがつかめるような、そういう進め方というのにはできないのかなあというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

◎商工農政課長兼消費生活センター長（竹井鉄次君） 前回、令和3年のときに行ったときにも、そのような御意見を頂戴したという記憶がございます。

情報としては、キャッシュレス決済事業者のほう把握している情報以外はやはりこちらに提供していただけないという事情もありますし、また把握していても、その個人の事業者の営業に関する事だとか、個人の利用者の嗜好とか、そういったものに関わるという意味でなかなか細かく開示というのは事業者側も難しいというような話を聞いております。大まかにどの業種で、それもキャッシュレス事業者側がカテゴライズしている区分によって出してもらったり、それから利用件数、総件数、そういったものについては一定開示されるというふうに理解しております。なかなか例えば市民がどれくらい使ったかとか、市外の人がどれくらい使われたかとか、そういったことまではつかめないといったところが、このキャッシュレス決済にはあるということがございます。以上です。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

◎委員（鬼頭博和君） これは決済事業の事業者については、もうある程度めどがついているのか、P a y P a yとか多いと思うんですけども、その辺りについてはどうでしょうか。

◎商工農政課長兼消費生活センター長（竹井鉄次君） 今のところ検討を進めておるところでございます。

事業者を選択するに当たっては、やはりより事務経費を減らしながら多くの還元額を皆様にお出しするといったところを第一義に考えて、最大限の効果を出せるような形でもって契約できるように検討をしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

◎委員（鬼頭博和君） ありがとうございます。

なるべく多くの人が使っているような決済事業者をお願いしたいなあと思っております。

あと、登録済みの店舗が現在どれくらいあるのかということについて少しお聞かせいただけますか。

◎商工農政課統括主査（夫馬拓也君） 決済事業者によって違いますけれど

も多いところで、中小企業ですけれども、約400店舗ぐらい、少ないところで250店舗ぐらいと聞いております。

◎委員（片岡健一郎君） 同じくキャッシュレス決済ポイント還元事業についてお尋ねいたします。

消費喚起と物価高騰の経済支援的という意味合いでは、プレミアム商品券という選択肢もあったかなと思います。今回、キャッシュレス決済ポイントを選択したという、どんなような検討がされてこのキャッシュレス決済ポイント事業を選択されたか、その辺の経緯をお尋ねいたします。

◎商工農政課長兼消費生活センター長（竹井鉄次君） キャッシュレス決済の還元を決めてきたというその経緯についてですけれども、やはり今片岡委員からもおっしゃっていただいたとおり、市内店舗への消費喚起、それから物価高騰の影響を受けている市民に対していち早くこの支援をお届けするといったことを第一目的ということにさせていただきましたので、プレミアム商品券につきましては、やはり開始から終了までの期間が非常に長うございます。ですから、支援をお届けするという意味にあっても少し時間を必要とするといったところで、できるだけ早いものをといるところの考えで、このキャッシュレス決済のポイント還元というところを決めてまいりました。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（榎谷規子君） さっき、私も鬼頭委員が質問をされた対象店舗が、登録済みの店舗はというふうに聞いたかったところ、今中小では400店舗ぐらいと言われましたが、やはり市内の事業所が本当に潤うように、特に中小業者の人たちが潤う事業なのかというところが一番問われるところだと思うんですが、大型店など一部は除くと括弧であるその意味はどういう、大型店等一部は除くというところの具体的などころを教えてください。

◎商工農政課統括主査（夫馬拓也君） 基本的には大型事業者が経営する大型店を対象外とする予定ですが、今後詳細についてはキャッシュレス事業者と、カテゴリーが事業者によって違いますので、そこら辺は調整しながら、できるだけ市内の中小企業・小規模事業者に支援を、つながるような形で実施していきたいと考えております。

◎委員（塚崎海緒君） 2点質問があります。

キャッシュレス決済、ポイントの対象者なんですけれども、前金でチャージしてキャッシュレス決済した方に限るのか、それともクレジットカードなど後払いのものにひもづけられたキャッシュレス決済も含まれるのか。

あと、使われた店舗さんはそれを換金するとき手数料がかかると思うんですけれども、逆にその中小店舗さんの負担になるとか、あと販売価格の値

上がりがるということはないでしょうか。

◎商工農政課長兼消費生活センター長（竹井鉄次君） まず、そのキャッシュレス決済の事業者への入金の方法によって使えないケースと使えるケースがあるのではないかというお話が1番目の質問かなというふうに思いますけれども、それは決済事業者によっていろいろあるらしい、後払いのやつでもオーケーだと言っているところもあるし、自分のところが運営しているカード経由のものでなければ駄目だと言っているところもあるし、それはまた事業者によっていろいろあろうかと思しますので、そのほうは、こうだということは申し上げづらいとか、事業者によって違うというようなことだろうというふうに思います。

それから2番目、ポイント還元をすることによって、その分が物の値段に転嫁されるのではないとか、手数料がかかるのではないかというお話だったと思いますけれども、そのポイント還元について店舗側に手数料がかかるというようなお話は、今のところ伺ったことはありません。それから、その分が価格に転嫁されるということは言っていないというふうに思っております。

これでいいですか、回答って。ごめんなさい。

◎委員（塚崎海緒君） ごめんなさい、ちょっとお伝えの仕方が悪かったんですけども、例えば喫茶店で500円のコーヒーをP a y P a yなどのキャッシュレスで決済したときに、その店舗側がそれを現金化するとき手数料がかかるので、それを例えば550円に値上げして、換金する手数料分をコーヒー代に値上げしたりすることが起こり得るので、逆にキャッシュレスの決済を行政側があっせんするとか、そういうことをすると、逆に中小企業の方の負担になったりするんじゃないですかねという質問でした。

◎委員長（水野忠三君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） それでは、休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

◎委員（塚崎海緒君） ということは、このポイント還元の経済的利益を得る人ってすごく限られるということで認識すればよろしかったでしょうか。

ごめんなさい、キャッシュレス決済をできる方で、さらにそのキャッシュレスを導入している店舗に限られる事業に、一般会計が2,785万円設定されているという。

◎委員長（水野忠三君） 休憩じゃなくていいですか。

答弁されますか。

◎商工農政課長兼消費生活センター長（竹井鉄次君） 限られたとおっしゃればそうかもしれませんけれども、P a y P a yとかキャッシュレスの決済を使われる人は相当数お見えになるというふうに思いますので、限られたという若干、限られていないわけではないですが、多くの方がお使いいただけるという判断ができると思いますし、事業者にあっても400店舗程度は使えるということがありますので、それほど限定的なという意味合いにはならないかなというふうに考えております。

◎総務部長（中村定秋君） あと少し補足させていただきますと、今回キャッシュレス決済ポイント還元事業のところで、一般財源2,785万というふうになっておりますけれども、これはもともと国から推奨事業メニュー分で交付される交付金が8,282万8,000円です。事業を組み立てるときに、この交付金だけで事業を組み立てると、最終的に執行残が出て、交付金を全額活用できなくなる場合があるものですから、このように一般財源も含めて今1億1,000万ぐらいの事業を組んでいるんですね。そうすると、事業費と交付金の差額がどうしても出るものですから、その差額については、各事業に案分して一般財源を割り振る方法もあるんですけども、そこは煩雑なので執行残も、執行率の関係であるとか、事業の性格によって今はこのキャッシュレス決済ポイントのところに全て一般財源を集めているというふうに御理解いただければと思いますので、キャッシュレスポイント決済に2,700万円の一般財源を投入するののかという御指摘についてはそういうことでございます。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

よろしいですかね。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款5農林水産業費及び款6商工費についての質疑を終結します。

暫時休憩いたします。

(休 憩)

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

続いて、款7土木費及び款8消防費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款7土木費及び款8消防費についての質疑を終結します。

暫時休憩します。

(休憩)

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

続いて、款9教育費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（谷平敬子君） 学校給食費無償化事業のところ、事業内容のところなんですけれども、県立の特別支援学校、私立学校で岩倉市立以外の小・中学校に在籍する市内在住の児童・生徒への保護者で市内に在住する者に対しては申請により定額1万円を支給するとありますけれども、この1万円という金額になったのはなぜかというのと、その周知方法をどのようにされるのか、お聞かせください。

◎学校教育課長（兼松英知君） まず1万円とした理由でございます。

岩倉市の小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者に対しましては、これまでと同様個人の実績に基づいて無償化をいたしますが、私学等につきましては、大半が弁当持ちというところであり、助成額の設定が難しいこと。また、補助金がある場合もあること。あと、入試などにより休業日があること、3学期ですので入試があるというところで、状況が様々であることから、岩倉市立の学校給食費を上回らない3か月相当分というところで定額1万円としたところでございます。

また、周知の方法につきましては、特別支援学校や私立学校につきましては、各学校へ制度についてお知らせをするとともに、在籍する岩倉市在住の児童・生徒を通じて保護者へ制度と手続について御案内をいただくよう依頼することとしております。手続につきましては、2月以降に申請書に在籍証明を受けた上で、郵送または持参の方法で提出していただくことを予定しております。

また、その他周知方法につきましては、2月1日号の市広報やホームページ等でお知らせをしていくという予定でおります。以上でございます。

◎委員（谷平敬子君） ありがとうございます。

また、この同じように支援している市町村はどこかあるのか、お聞かせください。

◎学校教育課長（兼松英知君） 県内で調べたところだと、豊橋市が同様の制度で行っております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 岩倉市立小・中学校に在籍する生徒は問題なく無償

化ということで手続は必要ないと思いますけど、その他のところで申請が必要だというのがやっぱり気になるところで、特に食物アレルギーなどで給食が食べられない児童・生徒の保護者に対して申請というものの必要性といますか、学校で把握できないものなのかなというふうに思うわけですけど、その辺についてはどのような考えで申請ということにしたんでしょうか。

◎学校教育課長（兼松英知君） 食物アレルギーで牛乳等を欠食されている方について、口座振替でお金を返すこととなります。こちらとして、保護者の口座を把握していないものですから、口座番号を記載していただいて申請していただくというところで申請行為が発生するということ考えております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

◎副委員長（榎谷規子君） 同じ理由かなと思うんですが、特別支援学校や私立学校、特に特別支援学校に在籍している児童・生徒の方は、市の学校教育課で把握されていると思うので申請は要らないんじゃないかと思うんですが、やはり今の同じ理由で申請が必要なんですか。

◎学校教育課長（兼松英知君） 委員がおっしゃられるとおり、口座番号も知る必要がありますので、申請が必要となります。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（堀江珠恵君） 学校給食の件で1点お尋ねします。

この2番の申請により支給するというふうな形なんですけれども、この申請は保護者に直接送られてくるものなのか、学校から案内が送られてくるものなのか、どういったふうなのか経緯を教えてください。

◎学校教育課長（兼松英知君） 学校を通じて生徒から保護者にお渡しいただくように依頼する予定でおります。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

よろしいですかね。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款9教育費についての質疑を終わり、歳出についての質疑を終結します。

続いて、歳入についての質疑に入ります。

歳入全般について質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 諸収入の休日急病診療所の診療業務収入というところをちょっと教えていただきたいんですけど、これは年度内の収入の分から

そこに充てるという考えでどうやってこの額が決まったのかなというところをちょっと教えていただきたいと思います。

◎委員長（水野忠三君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（長谷川 忍君） 休日急病診療所の収入というのは、3月診療まで窓口でお支払いした額になります。

昨年度1年間で2,000万を超えるような収入もございました。その前の年はコロナの影響もあってか百何十万という決算をしております。

当初550万ほど、例年ベースかなというふうに見込んでおりましたけれども、今年度については既に900万ほどの事業収入がございます。この補正額につきましては、これまでの月数の平均で今後の月数分で掛けたということで、ちょっと細か過ぎますけれども、そういった積算で補正額を計上したところでございます。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

よろしいですかね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、歳入についての質疑を終結いたします。

続いて、第2表 繰越明許費についての質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、第2表 繰越明許費についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

◎委員（塚崎海緒君） やっぱりキャッシュレス決済のところ……。

◎委員長（水野忠三君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

じゃあ、最初からお願いします。

◎委員（塚崎海緒君） ありがとうございます。

キャッシュレス決済ポイントのところ、やはり行政側がキャッシュレスを推進していくというところに危険性を感じていて、2階の消費生活川柳の最優秀賞でもやっぱりキャッシュレスの危険性というか、そういったことを発信されていたりするところもあるので、ちょっとこの審議を、ほかのものに関しては全て賛成したいんですけど、この、ちょっと審議を退席させていただきたくお願いします。

◎委員長（水野忠三君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第97号「令和5年度岩倉市一般会計補正予算（第10号）」について賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第97号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続いて、議案第98号「令和5年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は歳入歳出全般、両方にわたっての質疑といたします。

質疑はございませんか。

ありませんかね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第98号「令和5年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第98号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第99号「令和5年度岩倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたっての質疑といたします。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第99号「令和5年度岩倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）」について賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第99号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続いて、議案第100号「令和5年度岩倉市上水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第100号「令和5年度岩倉市上水道事業会計補正予算（第3号）」について賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第100号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第101号「令和5年度岩倉市公共下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第101号「令和5年度岩倉市公共下水道事業会計補正予算（第2号）」について賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。
採決の結果、議案第101号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。
以上で財務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。